

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな) てらたまなぶこうえんかい

1 政治団体の名称 寺田学後援会

2 主たる事務所の所在地 秋田県秋田市御野場1-1-9

3 代表者の氏名 寺田 学

4 会計責任者の氏名 堀江 淳

事務担当者の氏名

井川 知雄

(電話) 018-827-7515

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |

資金管理団体の届出をした者の氏名 寺田 学

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者の氏名 寺田 学

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	14,298,179
(前 年 か ら の 繰 越 額)	7,748,879
(本 年 の 収 入 額)	6,549,300
支 出 総 額	4,076,066
翌 年 へ の 繰 越 額	10,222,113

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1,500,000	
(ア) (うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	2,300,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,800,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	3,800,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	自動車売却	2,730,000	令和5年7月21日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	2,730,000	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	19,300	
	合 計	2,749,300	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	寺田 洋子 /	1, 500, 000 /	R5/12/20	秋田市手形山中町2-37 /	無職 /	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1, 500, 000 /				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	1, 500, 000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	立憲民主党秋田県第1区総支部	2,300,000	R5/7/21	秋田市御野場1-1-9	寺田学	自動車の無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2,300,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	2,300,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費	17,472	✓	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	537,668	✓	
(4) 事 務 所 費	653,112	✓	
小 計	1,208,252	✓	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	527,107	✓	
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	40,707	✓	0
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	40,707	✓	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	2,300,000	✓	
小 計	2,867,814	✓	0
合 計	4,076,066	✓	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	17,472				
	合 計	17,472				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	電子機器代	174,800	R5/11/7	Apple Japan合同会社	東京都港区六本木6-10-1	
2	コピー料金	10,008	R5/2/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
3	コピー料金	17,004	R5/3/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
4	コピー料金	25,983	R5/4/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
5	コピー料金	27,649	R5/5/22	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
6	コピー料金	52,897	R5/6/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
7	コピー料金	40,681	R5/7/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
8	コピー料金	11,893	R5/10/20	富士フイルムBI秋田株式会社	秋田市川尻町字大川反170-92	
9	受信料	12,715	R5/1/4	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
10	受信料	12,715	R5/7/4	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	386,345				
	そ の 他 の 支 出	151,323				
	合 計	537,668				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	複合機リース代	24,816	R5/3/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
2	賃料	123,750	R5/3/23	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
3	賃料	123,750	R5/6/22	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
4	賃料	123,750	R5/9/22	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
5	賃料	123,750	R5/12/11	株式会社禮光	秋田市御野場1-1-8	
6	政治資金監査報酬	55,000	R5/5/24	吉川税理士事務所	秋田市南通築地6-34	
7	自動車税	43,500	R5/5/28	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
8	スペアキー代	16,170	R5/9/15	日産自動車販売株式会社	東京都港区海岸3-18-17	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	634,486				
	そ の 他 の 支 出	18,626				
	合 計	653,112				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	38,857				
	合 計	38,857				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	宿泊代 ✓	29,300	R5/2/10	ウェスティンホテル大阪 ✓	大阪府大阪市北区大淀中1-1-20 ✓	
2	レンタカー代 ✓	11,990	R5/2/10	株式会社日産カーレンタルソリューション ✓	神奈川県横浜市西区高島1-1-1 ✓	
3	航空券代 ✓	39,500	R5/3/23	全日本空輸株式会社 ✓	東京都港区東新橋1-5-2	
4	航空券代 ✓	39,500	R5/3/23	全日本空輸株式会社 ✓	東京都港区東新橋1-5-2 ✓	
5	宿泊代 ✓	19,000	R5/7/5	株式会社一休 ✓	東京都千代田区紀尾井町1-3 ✓	
6	航空券代 ✓	72,160	R5/8/8	全日本空輸株式会社 ✓	東京都港区東新橋1-5-2 ✓	
7	航空券代 ✓	54,700	R5/8/8	全日本空輸株式会社 ✓	東京都港区東新橋1-5-2 ✓	
8	航空券代 ✓	70,760	R5/9/22	全日本空輸株式会社 ✓	東京都港区東新橋1-5-2 ✓	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	336,910				
	そ の 他 の 支 出	134,340				
	合 計	471,250				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	17,000				
	合 計	17,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	ハガキ制作・印刷代 /	35,707	R5/12/25	ホリデザイン制作室 /	富山県魚津市西尾崎1443 /	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	35,707				
	そ の 他 の 支 出	5,000				
	合 計	40,707 /				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金銭以外のものによる寄附相当分	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	金銭以外のものによる寄附相当分	2, 300, 000	R5/7/21	立憲民主党秋田県第1区総支部	秋田市御野場1-1-9	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2, 300, 000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	2, 300, 000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☒	☐	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	エ 取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	自動車	2, 300, 000	R5/7/21	1 台
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 1日

政治団体の名称

寺田学後援会

会計責任者の氏名

堀江

淳



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和6年4月24日

寺田学後援会
代表 寺田学殿

登録政治資金監査人

吉川 裕太

登録番号

第3575号

研修終了年月日

平成22年4月16日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、寺田学後援会 代表 寺田学 の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、寺田学後援会 代表 寺田学の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

寺田学後援会 代表 寺田学と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、寺田学後援会 代表 寺田学と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上